

## 「野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約書」新旧対照表

2019年12月16日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>第11条（定時定額払戻）</p> <p>1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める<u>手続</u>により、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いするサービス（以下、「定時定額払戻」といいます）の設定、変更または解除を行うことができます。但し、提案書の内容によっては、定時定額払戻の設定、変更または解除を行うことができません。</p> <p>2.～7.（省略）</p>	<p>第11条（定時定額払戻）</p> <p>1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める<u>書面を提出すること</u>により、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いするサービス（以下、「定時定額払戻」といいます）の設定、変更または解除を行うことができます。但し、提案書の内容によっては、定時定額払戻の設定、変更または解除を行うことができません。</p> <p>2.～7.（省略）</p>

以上